

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立美術館】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立美術館

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 主な実物資産は建物9施設、土地、美術作品、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上することとされており、中期計画の最終年度に、国庫に返納することになっている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)に「保有する美術館施設等の資産については、利用実態を把握し、保有する目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する。」ことを明記した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 事務所については、国立美術館が設置する各美術館に必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、東京国立近代美術館の事務を兼ねている。管理部門経費については、テレビ会議システムの活用等、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図る。」こととなっている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 該当なし。法人内各美術館に事務所が設置されており、東京事務所は存在しない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>● 該当なし。海外事務所はない。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし。職員研修・宿泊施設はない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 本部事務所は、東京国立近代美術館に設置されている。また、本部事務局職員と東京国立近代美術館運営管理部職員は兼務となっており、効率化、合理化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)」に基づき、平成22年度に随意契約等見直し計画を策定した。 また、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、契約の点検見直しを行っている。 平成24年度も契約の見直しを行い、入札公告の掲載日を早めるとともに、前回一者応札となった案件については公告期間を20日以上に設定する等の措置を取っている。</p> <p>○ 平成22年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 111件(42.2%)、4,869,896千円(36.4%) ・競争性のない随意契約 152件(57.8%)、8,493,787千円(63.6%) <p>○ 平成23年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 78件(35.3%)、1,245,354千円(12.9%) ・競争性のない随意契約 143件(64.7%)、8,374,646千円(87.1%) <p>○ 平成24年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 100件(50.5%)、3,153,694千円(27.5%) ・競争性のない随意契約 98件(49.5%)、8,329,813千円(72.5%) <p>※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの契約(美術作品購入、土地購入等 57件、7,832,058千円)(平成24年4月～12月分) ※平成25年1月～3月分の契約は平成25年度契約監視委員会において審査する予定。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立美術館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 該当なし。関連法人はない。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、それぞれ管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 該当なし。研究開発事業は行っていない。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札による業務を実施している。他館への導入等については、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「既に実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」こととしており、平成24年度から東京国立近代美術館フィルムセンター、平成25年度から国立新美術館と対象施設を拡大している。 (平成24年度から実施した業務の概要) ①東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務 ②東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務 (①は対象範囲を拡大、②は新規) (平成24年度に入札を実施した業務) ○国立新美術館の管理・運営業務(新規、平成25年度から実施)
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。これらについて引き続き実施していく。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数は事務・技術・・・101.0、研究職員・・・95.9である。事務職員の給与水準については、年齢のみを勘案した対国家公務員指数は101.0と国家公務員を上回っているが、地域勘案の指数は91.5となり国家公務員を下回る。本部事務局及び5館の美術館のうちの3館が東京都特別区内に所在し、1級地に勤務する事務・技術職員の割合が国を大きく上回る（国立美術館：72.9%、国：29.5%）ため、年齢のみを勘案した指数においては国家公務員を上回ったものと考えられる。地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から平成24年度の職員の給与水準は適正であると認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 第三期中期目標期間(平成23年度～平成27年度)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を掲げ、実施しているところである。第2期中期目標期間(平成18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費のみで、必要最小限としている。給与振込経費は、銀行との契約により、一般の振込手数料より少額(同行他支店宛て1件52円、他行宛て1件189円)となっている。海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程を定めており、航空券についても格安航空券やバックを利用して出張するなど経費の削減に努めているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、各館・各事業毎に所要額を原則として積み上げ方式で見積もり、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>

○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 平成23年度より内部監査実施規則を制定し、引き続き、内部監査業務を的確に実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 国立美術館としての使命を果たしつつ、一方において広く国民のニーズに対応した企画展の開催等を通じて、入場料収入等の増額を目指すこととしている。平成24年度においては、各種自主事業の実施に際し約16,656千円の寄附金を得ており、引き続き寄附金の獲得に努める。 ○ キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成25年7月現在で77校となっている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 現在保有している特許権等の知的財産はない。著作権使用料は、共催展を除く自主展のカタログ作成に係るものについて設定し、自己収入の拡大を図っている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、国立美術館が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば美術作品の購入において、外部有識者により構成される委員会を設置し、購入の適正性、価格の適正性について評価を実施している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度においては、当該年度の各種自主事業の実施に際し寄附金を得ている（平成24年度実績16,656千円、平成23年度実績28,440千円、平成22年度実績12,749千円。平成23年度及び平成24年度の実績には東京国立近代美術館60年記念事業に係る分を含む）。 キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成25年7月現在で77校となっている。 	引き続き自己収入の拡大に努める。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。	1a	<ul style="list-style-type: none"> キュレーター研修については、対象となる美術館のニーズや実態等を十分に踏まえるとともに、これまでの実施方法等を含め、平成23年度中に見直しのための幅広い検討を行い、その結果に基づき、平成24年度から実施している（第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）に明記）。 平成23年7月から9月までの間に各都道府県教育委員会及び美術館等約400件に対してキュレーター研修に関するアンケート調査（回答約50%）を実施した。その結果、当該研修の受入方法及び内容等については、今後も維持すべきとの評価を得たが、派遣元の「人員（研究員）不足」「旅費等の予算不足」、また、「公募時期」や「受入館の情報不足」等が当該研修への参加を困難にしている主な要因であることが判明した。 アンケート調査の結果を踏まえ、当該研修への参加者を増員すべく、参加環境を整備するために、国立美術館として対応が可能な「受入館の情報提供」及び「公募時期の適正化」等について検討を行った。 平成24年度の公募に際して、各国立美術館の基本情報、展示情報及び研修の受入分野等の受入館の情報提供を行った結果、本研修が始まった平成18年度以降平成23年度までの研修参加希望申込者数の平均は4.7人、受入人数の平均は3.8人であったのに対し、平成24年度は、過去最も多い6名の申込みがあり、5名（1名辞退）を受け入れた。 平成25年度は、平成24年度の参加環境の改善に加えて、「公募時期の適正化」を行い、公募時期を現在の12月初旬から9月初旬へ変更する予定。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06 取引関係の見直し	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 京都国立近代美術館（ミュージアムショップ及びレストラン）については、平成24年10月に企画競争による入札公告等を実施し、業者を決定した。 東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、平成25年度以降の企画競争の実施に向け、現行の賃借人と引き続き交渉中である。 国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館については、競争的な入札制度の導入により業者を決定済みである。 	東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、引き続き現行の賃借人との交渉を行う。
07 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を見直す。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、検討を進めていたところ、同閣議決定が当面凍結されたため、法人内での検討は一旦中止し、引き続き、政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を注視しつつ、対応することとした。	政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	○東京国立近代美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札による業務を実施している。他館への導入等については、第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）で「既の実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」こととしており、平成24年度から東京国立近代美術館フィルムセンター、平成25年度から国立新美術館と対象施設を拡大している。 （平成24年度から実施した業務の概要） ①東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務 ②東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務 （①は対象範囲を拡大、②は新規） （平成24年度に入札を実施した業務） ○国立新美術館の管理・運営業務（新規、平成25年度から実施）	措置済み
2	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。	1	各館で作成していた年報を法人全体で編集・発行している。	措置済み
3	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	○企画機能強化のため、以下の取組を行う。 ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る	1	1. 国立美術館5館の横断的・総合的事業プロジェクトである企画展については、平成24年度に「記憶と想起-コレクションとリコレクション（仮称）」を企画案として採択し、担当者を決定した。平成27年度の開催に向けて、平成25年度においても準備を進める。 2. 各館の連携による展覧会等を開催した（開催予定）。 （平成24年度） ・「NFC所蔵作品選集 MoMAK Films@home 2012」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「日本の映画ポスター芸術」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「第5回中之島映像劇場」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び国立国際美術館による連携） （平成25年度） ・「あなたの肖像-工藤哲巳回顧展」（東京国立近代美術館及び国立国際美術館による連携） ・「チェコの映画ポスター」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「フランス国立クリュニー中世美術館所蔵《貴婦人と一角獣》展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携） ・「アンドレアス・グルスキー展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携）	措置済み
4	業務運営体制の整備	自己収入の増大	○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	・平成24年度においては、当該年度の各種自主事業の実施に際し寄附金を得ている（平成24年度実績16,656千円、平成23年度実績28,440千円、平成22年度実績12,749千円。平成23年度及び平成24年度の実績には東京国立近代美術館60年記念事業に係る分を含む）。 ・キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成25年7月現在で77校となっている。	措置済み